



キャンペーン実施中!

新規の方も
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

特定疾病保障

特約付

リビングニーズ

特約付

団体信用生命保険

(引受保険会社：ジブラルタ生命保険株式会社)

お借入れ時
満20歳以上
満45歳以下の方

上乗せ金利 **0** キャンペーン実施中!

平成26年3月31日①住宅ローンお申込み受付分まで

満20歳以上満45歳以下の方
キャンペーン期間中、上乗せ金利 **0** ゼロで
ご加入いただけます!

お借入れ時の年齢	上乗せ金利	
	通常時	キャンペーン期間※
満20歳以上 満45歳以下	年0.20%	なし
満46歳以上 満50歳以下		年0.20%

※対象となる方:平成25年12月1日以降、平成26年3月31日までに住宅ローンをお申込みいただいた方が対象です。

死亡・高度障害、3大疾病の保障に加え

未来に
プラス
安心

「医師の手配・紹介サービス」+「健康医療相談サービス」で
ローンご返済中のあなたの健康をサポートします

① 医師の手配・紹介サービス(セカンドオピニオンサービス)

ドクター オブ
ドクターズ ネットワーク

各専門分野を代表する名医(総合相談医)との面談を通じ、
現在治療中の病気に関する「セカンドオピニオン」や
「優秀専門医の紹介」を受けることができます。

② 電話による健康医療相談サービス

通話料無料、24時間・年中無休で、健康相談、医療相談、
介護相談、育児相談およびメンタルヘルスの相談に、
経験豊かな専門スタッフが対応します。

※1 当該内容は、ジブラルタ生命保険株式会社が、特定疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の付帯サービスとしてティーベック株式会社※2に委託しているサービスです。
※2 ティーベック株式会社は、厚生省(現厚生労働省)の助言・指導のもとに北欧や米国の医療・介護関連の制度やシステムについての長年の研究を経て、平成元年(1989年)、日本で最初に設立された24時間・年中無休体制による電話健康相談の専門会社です。現在は、幅広い健康関連サービスを通じて多くの方々の健康をサポートしています。
※3 このサービスは、保険商品の一部を構成するものではありません。サービスは、ティーベック株式会社から提供いたします。万一、サービス提供を受けた結果損害等が発生しても、当行およびジブラルタ生命は責任を負いかねますのでご了承ください。サービス内容は、予告なく変更になる場合がございます。

- 住宅ローン残高が完済となるには所定の条件があります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

所定の条件がありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

親切で新しい...



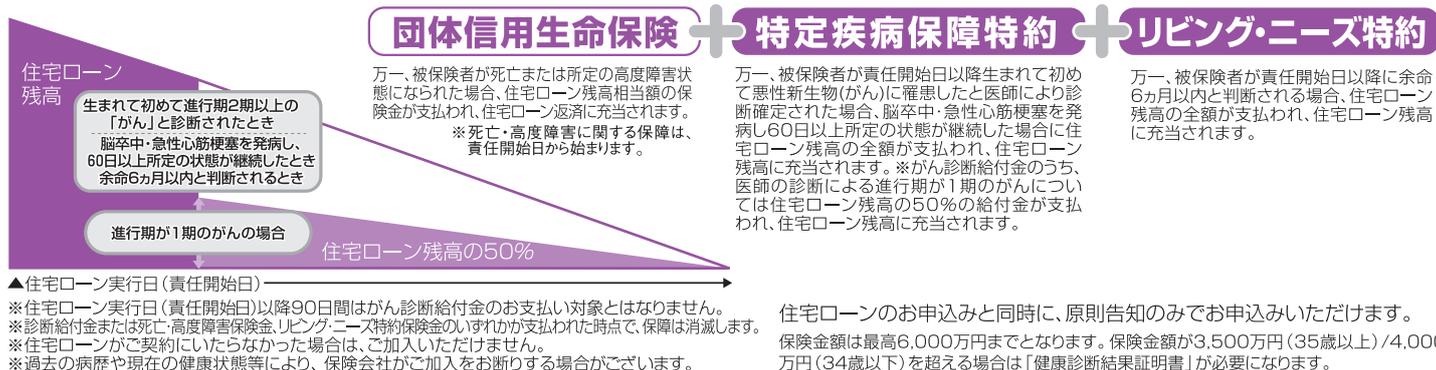
池田泉州銀行

SHHD

特定疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のしくみ

従来の死亡・高度障害の保障に加え、3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断確定された場合および余命6ヵ月以内と判断される場合、住宅ローン残高相当額が支払われます。

(この保険は、池田泉州銀行が保険契約者となり、住宅ローンをご利用される方を被保険者とした団体信用生命保険です。池田泉州銀行が保険契約者として保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。)



◎重要事項のご説明について

保険金や診断給付金をお支払いできない場合など、詳しい保険のご説明については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」、「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、特定疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険は、ジラルタ生命保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明の点は「団体信用生命保険お申込みにあたって」に記載のお問合わせ先へご連絡ください。

●引受保険会社:ジラルタ生命保険株式会社

◎ここでの保険に関する説明は、池田泉州銀行が保険契約者としての立場から住宅ローン利用者のみなさまの便宜のために自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

特定疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のご案内

保険名称	特定疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険						
ご利用いただける方	・新規で池田泉州銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、最終返済時の年齢が満80歳5ヵ月以下の方※但し、ご契約いただいた住宅ローンによっては、条件が異なる場合がございます。						
この保険の特徴	この保険は、金融機関等(以下、銀行といひます)を保険契約者とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。						
死亡保険金 高度障害保険金 リビング・ニース特約保険金 がん診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき					
	高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき					
	リビング・ニース特約保険金	保険期間中にその余命が6ヵ月以内と判断される場合					
	がん診断給付金	保険期間中にこの特約の責任開始日から90日を経過した後、所定の悪性新生物であると生まれて初めて医師によって診断確定されたとき。 ※悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。					
急性心筋梗塞診断給付金	保険期間中にこの特約の責任開始日以後、所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき						
脳卒中診断給付金	保険期間中にこの特約の責任開始日以後、所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき						
保険金額等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。						
保険金等をお支払いできない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。 <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金 高度障害保険金</td> <td>(1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>診断給付金</td> <td>(1)責任開始日前に所定の疾病に診断確定されていたとき (2)がん診断給付金については、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(1)保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合 (3)保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき (4)保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき (5)保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき</td> </tr> </table> <p>※リビング・ニース特約保険金をお支払いできない場合については、死亡・高度障害保険金をお支払いできない場合の内容を準用します。</p>	死亡保険金 高度障害保険金	(1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき	診断給付金	(1)責任開始日前に所定の疾病に診断確定されていたとき (2)がん診断給付金については、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき	その他	(1)保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合 (3)保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき (4)保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき (5)保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
死亡保険金 高度障害保険金	(1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき						
診断給付金	(1)責任開始日前に所定の疾病に診断確定されていたとき (2)がん診断給付金については、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき						
その他	(1)保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合 (3)保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき (4)保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき (5)保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき						
責任開始日	住宅ローン実行日または生命保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。						
保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・ご契約いただいた住宅ローンを完済したとき ・保険金が支払われたとき ・被保険者の年齢が満80歳6ヵ月に達したとき						
告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といひ、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・生命保険会社が公平にご加入をお引受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日(記入日)現在の健康状態、身体の障害状態などについて、「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)ください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。						

(保険会社登録番号) Gi-団-2013-100 (2013.12.2)

親切で新しい...

詳しくはお近くの窓口までお気軽にご相談ください。



池田泉州銀行

池田泉州銀行ホームページ <http://www.sihd-bk.jp>

(2013年12月1日現在)
No.7219